

三原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R6年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度人件費率
令和6年度	87,075人	53,690,013千円	442,855千円	8,837,915千円	16.5%	15.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

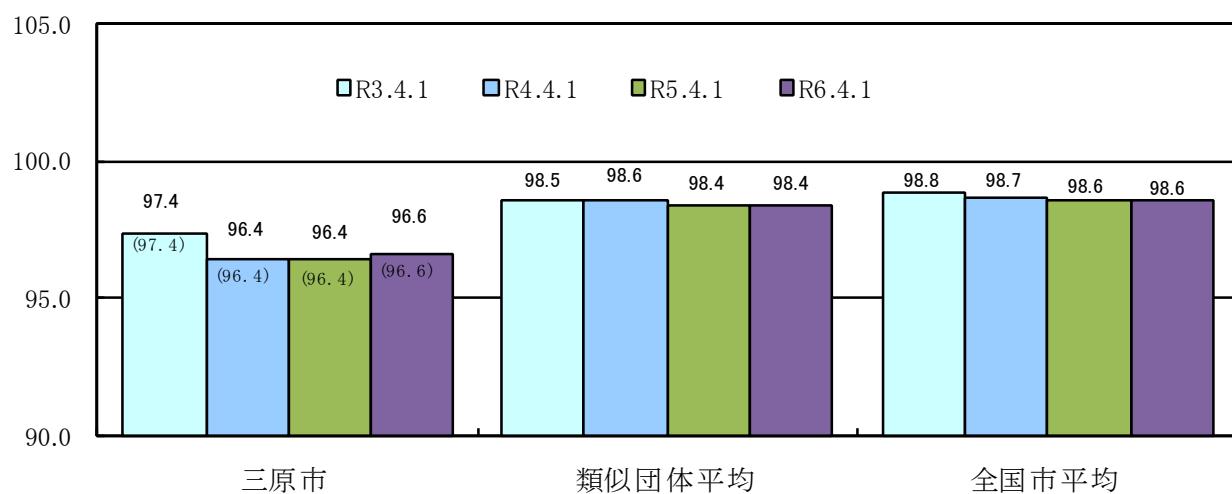
区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	876人	3,356,360千円	734,530千円	1,427,180千円	5,518,070千円	6,299千円	

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指數。
 (補正前のラスパイレス指數×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指數（地域手当補正後ラスパイレス指數を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後について、本来の給料月額の7割水準で支給される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指數が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、
 ③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当しません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.94%引下げ
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、三原市においても3%を支給

(実施時期) 平成27年4月1日より実施 段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日から3%を支給

【参考】

	各年度の支給割合			
	平成 26年度	平成27年度		平成28年度 ～ 令和7年度
		4月1日 時点	遡及 改定後	
国基準による支 給割合	0%	1%	2%	3%
三原市の支給割 合	0%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三原市	43.6歳	334,656円	431,615円	370,025円
広島県	43.0歳	337,278円	419,544円	378,982円
国	41.9歳	332,237円	-	414,480円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
三原市	53.3歳	17人	332,035円	372,783円	344,766円
うち清掃職員	57.4歳	3人	323,933円	354,468円	334,681円
うち学校給食調理職員	48.8歳	3人	342,233円	413,953円	367,165円
うちその他技能労務職	53.3歳	11人	331,463円	366,550円	341,407円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-	337,907円
類似団体					

(参考数値)

三原市		民間（広島県）			年収ベースの比較		
職種	類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B	公務員（C）	民間（D）	C/D
清掃職員	廃棄物処理従業員	45.3	290,300 円	1.22	5,891,616 円	3,968,100 円	1.48
学校給食調理員	調理士	43.0	229,700 円	1.80	6,605,436 円	3,020,300 円	2.19
自動車運転手	-	-	-	-	-	-	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成25～27年度の3ヵ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三原市	40.3 歳	332,717 円	411,661 円	369,924 円
類似団体	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		三原市	広島県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	228,738 円	220,000 円
	高校卒	194,500 円	197,583 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	技能職 194,500 円	-	185,700 円
		労務職 188,000 円		
消防職	大学卒	245,800 円	-	-
	高校卒	211,600 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,646 円	330,850 円	381,908 円	382,676 円
	高校卒	-	-	-	-
技能労務職	高校卒	-	-	-	-
	中学卒	-	-	-	-
消防職	大学卒	294,866 円	370,800 円	-	402,300 円
	高校卒	282,366 円	341,750 円	-	-

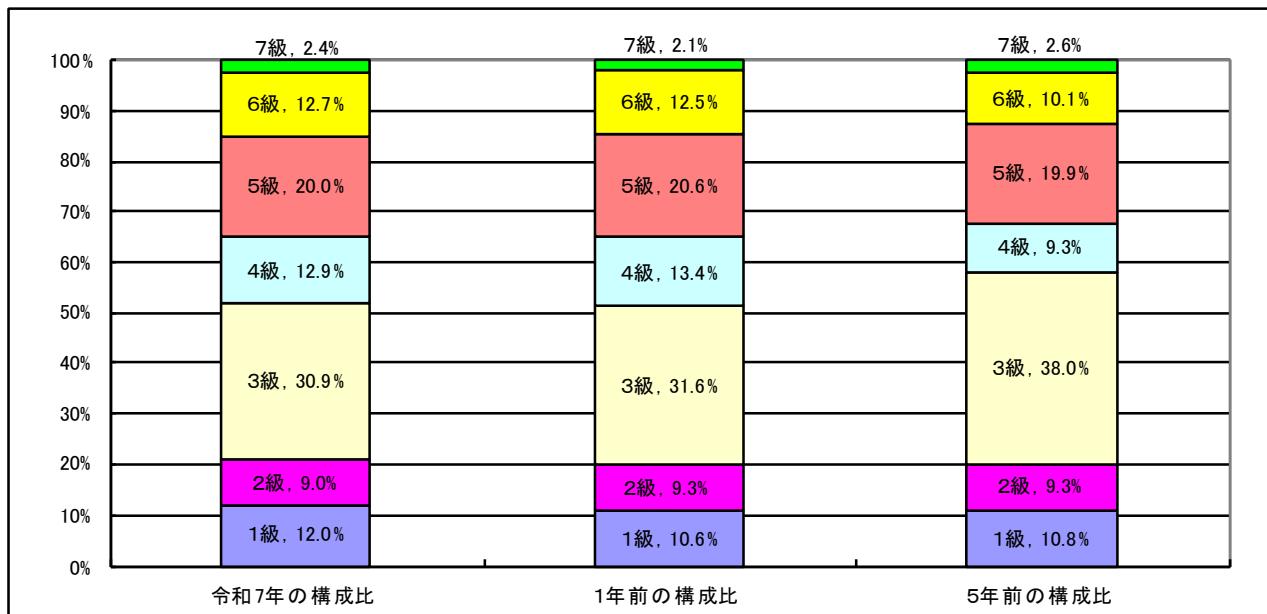
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

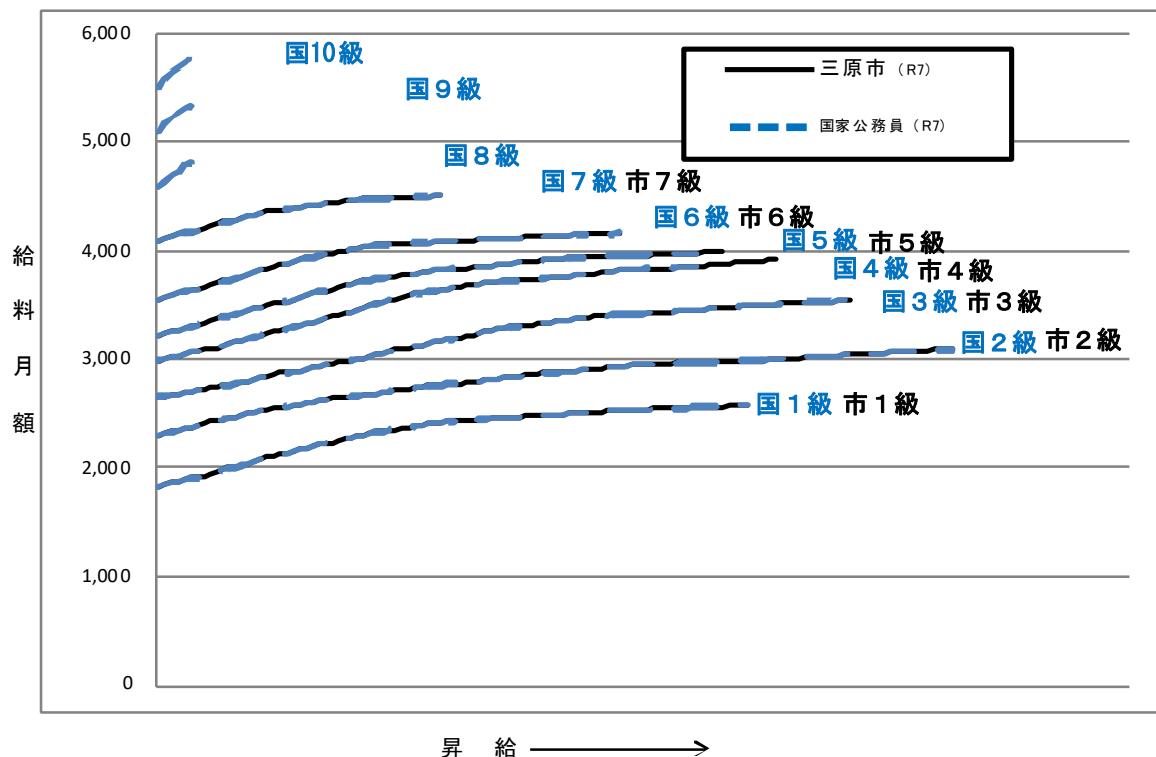
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	64人	12.0%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	48人	9.0%	230,000円	308,500円
3級	主任主事・主任技師・主任	165人	30.9%	265,300円	354,700円
4級	主査・専門員	69人	12.9%	298,800円	390,900円
5級	課長補佐・係長・主任専門員	107人	20.0%	321,300円	399,200円
6級	次長・課長	68人	12.7%	355,200円	415,700円
7級	部長	13人	2.4%	408,300円	450,900円

(注) 1 三原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三原市	広島県		国	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,638 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,767 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、給与職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、給与職務の級等による加算措置 有		(加算措置の状況) 職制上の段階、給与職務の級等による加算措置 有	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

三原市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0935 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0935 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	勤続20年以上で定年前早期退職特例措置として2~20%を加算する		その他の加算措置	勤続20年以上で定年前早期退職特例措置として2~45%を加算する	
1人当たり平均支給額	12,951 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	113,814 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	126,040 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
三原市	3 %	893 人	3 %
東京都特別区	20 %	2 人	20 %
広島県広島市	9 %	8 人	9 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		4,528	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		22,753	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		21.9	%
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収手当	収納課の市税を徴収する職員	市税徴収業務に従事したとき	1件につき2円及び徴収金額の1,000分の2に相当する金額
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業に従事したとき	日額1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人の救護に従事した職員 行旅死亡人の取扱の作業に従事した職員	行旅病人の救護作業に従事したとき 行旅死亡人の取扱作業に従事したとき	1件1,000円 日額3,000円
生活保護常務手当	生活保護の業務に従事する職員	生活保護業務に従事したとき	月額3,000円
夜間看護業務従事手当	病院で市長が定めるものの病棟に勤務する看護師、准看護師等	深夜勤務（午後10時～午前5時）で看護業務に従事したとき	勤務1回につき1,800円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	救急業務に出動したとき	1件につき60円
		深夜勤務に従事したとき	1勤務につき140円
		高所特殊消防作業に従事したとき	1当務につき100円
水道業務手当	広島県水道広域連合企業団への派遣職員で、対象業務に従事する職員	交代勤務に従事するとき	月額7,000円
		現場作業に従事したとき	汚泥処理等 日額500円 時間外招集作業等 1回2,000円 (深夜2,500円)
		危険作業に従事したとき	有害物取扱 日額250円 高所深所等 日額500円
		年末年始に維持管理作業に従事したとき	1勤務につき2,500円 (4時間以上5,000円)
		巡回監視を行ったとき 応急作業等に従事したとき	日額710円 (危険区域 日額1,420円) 日額1,080円 (危険区域 日額2,160円)
大和診療所長業務手当	大和診療所長の業務に従事する職員	大和診療所長の業務に従事したとき	月額190,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	269,486	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	356	千円
支給実績（令和6年度決算）	301,595	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	391	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者:3,000円、子:11,500円、その他:6,500円	同		1,033,588 千円	257,753 円
住居手当	借家:28,000円以内	同		611,564 千円	316,872 円
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、單身で生活することを常況とした場合:26,000～74,000円	同		7,440 千円	744,000 円
通勤手当	通勤で公共交通機関、交通用具を使用する者 公共交通機関:実費負担 交通用具使用:距離により2,900～31,600円 (上限 月額150,000円)	異	交通用具:距離により 2,000～ 31,600円	910,870 千円	131,060 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 部長級:77,400円、課長級:62,300円	同		788,661 千円	751,106 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×135/100×時間数	同		時間外勤務 手當に含む	-
夜勤手当	午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額×25/100×時間数			72,104 千円	48,719 円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200～30,000円			- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時・緊急の必要により勤務した場合 休日:課長級6,000円、部長級8,000円 平日深夜:課長級3,000円、部長級4,000円	同		6,080 千円	14,476 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料 月額 等			
給料	市長	943,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額 円 円	円 円	
	副市長	744,000 円			
報酬	議長	530,000 円	円 円 円	円 円 円	
	副議長	475,000 円			
	議員	428,000 円			
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分			
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.60 月分			
		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
退職手当	市長	給料月額×支給率(5.0)×年数	18,860,000 円	退職時	
	副市長	給料月額×支給率(3.0)×年数	8,928,000 円	退職時	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

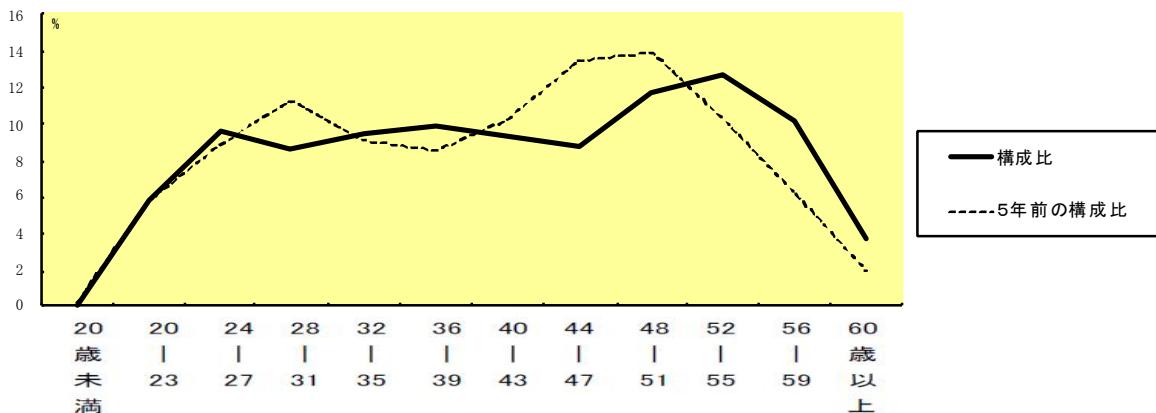
(各年4月1日現在)

部 門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	7	0	
		務	206	207	1	
		税 务	46	46	0	
		民 生	172	173	1	
		衛 生	59	60	1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	28	26	-2	
		商 工	17	17	0	
		土 木	81	80	-1	
		小 計	616	616	0	
		<参考> 人口1万人当たり職員数 70.74人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 人)				
教育部門		92	91	-1	事務事業見直し等	
消防部門		169	169	0		
小 計		877	876	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 100.60人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 人)	
会計等企業部門	病 院	0	0	0		
		水 道	0	0		
		下 水 道	14	14	0	
		交 通	0	0	0	
		そ の 他	30	30	0	
	小 計	44	44	0		
合 計		921	920	-1	<参考> 人口1万当たり職員数 105.66人	
		[990]	[990]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20～23	24～27	28～31	32～35	36～39	40～43	44～47	48～51	52～55	56～59	60歳以上	計
職員数	1人	53人	89人	80人	87人	91人	86人	81人	108人	117人	93人	34人	920人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	579	592	588	623	616	616	37 (6.4%)	
教育	98	90	86	86	92	91	-7 (-7.1%)	
消防	169	168	169	166	169	169	0 (0.0%)	
普通会計	846	850	843	875	877	876	30 (3.5%)	
公営企業等会計	84	82	81	44	44	44	-40 (-47.6%)	
総合計	930	932	924	919	921	920	-10 (-1.1%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (一般職の標準的なものを記入) (令和7年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考 (時差通勤等を実施している場合は、その内容を簡潔に記入する)
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているものです。

(2) 年次有給休暇の取得状況

(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
17,333日	5,922日	453人	13.1日	34.2%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数
87,613	13.2

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものです。

(4) 特別休暇等の状況

(令和7年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間	有給	同	
天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	7日以内においてその都度必要と認める期間	有給	同	
証人、鑑定人参考人等としての出頭	その都度必要と認める期間	有給	同	
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間	有給	同	
所轄庁の事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間	有給	異	国は、制度なし
職員の結婚休暇	連続する8日以内の期間	有給	異	国は、5日以内
女子職員の出産休暇	産前8週間、産後8週間	有給	同	国は、産前6週間
妊娠検診	妊娠満23週：4週間に1回、24週～35週：2週間に1回、その都度必要と認める日又は時間	有給	異	国は、制度なし
妊娠中の女子職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに、1日につき1時間以内	有給	異	国は、制度なし
生後満1年に達しない子の育児時間	1日2回、それぞれ30分	有給	同	
配偶者の出産休暇	2日以内	有給	同	
育児参加のための休暇	配偶者の産前から産後1年の間で5日以内	有給	同	
短期介護休暇	要介護者の介護のため5日以内（対象2人以上の場合は10日）	有給	同	
生理休暇	2日以内でその都度必要と認める期間	有給	異	国は、病気休暇措置
忌引	親族に応じ1～10日間	有給	異	
父母の追悼	1日	有給	同	
夏季休暇	5日間	有給	異	国は、3日間
ドナー休暇	その都度必要と認める期間	有給	同	
子（小学校就学前）の看護休暇	暦年で5日以内（対象2人以上の場合は10日）	有給	同	
不妊治療休暇	暦年で5日以内（体外受精、顕微授精の場合は5日追加）	有給	同	
ボランティア休暇	暦年で5日以内	有給	同	
病気休暇	療養のため必要最小限の期間	有給（90日まで）	同	
介護休暇	介護のため必要と認める6月以内の期間	無給	同	
組合休暇	暦年で30日以内	無給	無	国は、制度なし
研修受講	その都度必要と認める期間	有給	同	
厚生計画への参加	その都度必要と認める期間	有給	同	
消防団活動	その都度必要と認める期間	有給	異	国は、制度なし
妊娠中又は出産後の症状対応措置	その都度必要と認める期間	有給	同	

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：人)

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号			/	/	0
心身の故障の場合	地公法第28条 第1項第2号 第2項第1号			16	/	16
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条 第1項第3号			/	/	0
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合	地公法第28条 第1項第4号			/	/	0
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条 第2項第2号	/	/		/	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条 第2項					0
計		0	0	16	0	16

(2) 懲戒処分者数 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：人)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	地公法第29条 第1項第2号	0	0	0	0	0	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号	0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	7

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

9 職員の服務の状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく派遣の状況

該当なし

(2) 営利企業等の従事許可の状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

区分	件数
許可	4

10 職員の研修の状況

(1) 研修に関する基本方針の策定（地方公務員法第39条第2項）

策定の有無	策定時期
有	平成18年11月 (令和7年4月改正)

(2) 研修の実施状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

機関別研修	本年度 参加者数	前年度 参加者数	備 考
派遣研修	241 人	232 人	
独自研修	817 人	1,133 人	
計	1,058 人	1,365 人	

11 職員の退職管理の状況

区分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
令和5年度退職者 (管理職であった者)	0	0
令和6年度退職者 (管理職であった者)	0	2

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の状況

職員の福利厚生事業については、（一財）広島県市町村職員共済互助会及び三原市職員互助会（恵和会）において実施しています。令和6年度の事業実績は、次のとおりです。

- ① (一財) 広島県市町村職員共済互助会 (学校共済加入者23人除く)
- ア 会員数 1,256人 (令和6年4月1日現在) ※三原市分を記載
- イ 主な事業内容
- ・健康づくり事業 (ソフトボール大会、サッカー教室、体験型環境学習)
 - ・相談事業 (法律相談、税務相談)
 - ・スポーツ、文化施設等利用契約
 - ・積立年金事業
 - ・公益事業 (図書の寄付)

ウ 負担割合 職員の掛金：標準報酬月額の1.64／1,000 、 市の負担金：標準報酬月額の1.64／1,000 (公費負担率50.0%)

エ 令和6年度決算額 市の負担金 8,082千円

② 三原市職員互助会（恵和会）

ア 会員数 913人（令和6年4月1日現在）

イ 主な事業内容

- ・職員の保健に関する事業（人間ドック助成など）
- ・職員の元気回復に関する事業（宿泊利用助成、スポーツ大会）
- ・その他厚生事業（慶弔給付、やっさ踊り、間口清掃）

ウ 負担割合 職員の会費 約給料月額の3.00／1,000

市の助成金 約給料月額の0.12／1,000

エ 令和6年度決算額 事業費 11,812千円

うち市の助成金 0千円（公費負担率0.0%）

(2) 令和6年度健康診断等の状況

区分	受診者数（人）	
	常勤一般職員	会計年度任用職員
定期健康診断	303	69
人間ドック	693	225

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和6年度）

令和6年度当初	新規申立て	取下げ	裁決・決定	令和6年度末
0件	0件	0件	0件	0件